



発行 新潟県

号外 1
平成31年 2月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

156 知事指定薬物の指定 (医務薬事課)



◎新潟県告示第156号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成31年 2月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド (通称名: Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl) 及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド (通称名: p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrfentanyl、4-MeO-BF) 及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン (通称名: 2-FEA、2-fluoroethamphetamine) 及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド (通称名: ADB-CHMICA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成31年 2月20日